

兵高教組

調査情報

第36号 2009年1月16日

兵庫県高等学校教職員組合調査部
電話：078-341-6745
http://www.hyogo-kokyoso.com

本日16日は、特別な給料日

①昇給②義務教手当③特業手当 を確認しましょう



1月は昇給月ですが、今年は、それだけでなく、多くの制度改善が行われる月です。私たちの生活や働き方に大きな関係のある給与・手当。改善を働きかけるためにも、関心をもって、しっかりと確認することが大切です。

1月は定期昇給月

2006年4月1日付で、戦後続けられてきた教職員給与の構造が大きく改悪されました。その特徴は、以下の4点です。

- (1)昇給月の1月1日に1本化。従来の1号給を4分割し、4号昇給を標準として、「評価」に基づいて「昇給なし」から「8号給上がる」人まで昇給に格差をつける枠組みを作る。
- (2)昇給カーブのフラット化で高齢になるほど賃金を大幅に抑制。55歳以降は昇給幅を半分の2号給に抑制。賃金水準平均4.8%引き下げ。
- (3)新たな勤務評定「教職員人事評価・育成システム」を試行。ただし、高教組の取り組みで、「評価」と「賃金・評価」とはリンクさせていません。教育を守るために、成績主義賃金を実働させないことが大切です。
- (4)給料月額が2006年3月31日の時点の月額より低い場合は、そこに到達するまでの間、その差額を支給する「現給保障」を実施。

1月はその定期昇給月ですので、昇給幅と額を確認しましょう。

一定の条件で「号給加算」

一定の条件で号給が加算されます。4号(55歳以上の場合は2号)以上の昇給がある場合は、その「号給昇給」が適用されています。その詳細については、分会長、または、高教組本部にお問い合わせ下さい。

義務教育等教員特別手当の改悪

「義務教育等教員特別手当」は、教員の地位向上のために、「人材確保法」により措置されています。「義務教育等」とありますが、高校教員にも措置されています。元々は6%程度ありましたが、3.8%程度まで減らされてきました。

そして、今年度予算において、文部科学省は、この1月から、3.0%まで削減することを決定していました。兵庫県は、これを受けて、国の方針通りに削減を決定しました。

それによる給与の減額は、教育職2級(教諭)で月額1400円(初任給)～3900円(最高号給)程度です。これも、12月と1月の給与明細で、確認しておきましょう。

10月に遡及して特殊業務手当の改善 —本日差額が支給されます—

その一方、文部科学省は、昨年の10月から、部活動手当(4号業務)や修学旅行の引率業務の手当(2号業務)を、倍増する改善措置をとりました。兵庫県では、昨年の確定交渉で、10月に遡及して改善させることができました。

10月以降の部活動手当等については、改善分の差額が、本日の給料と一緒に支給されます。

| | 特殊業務手当 | 現行 | 見直し |
|-------|---------------|-------|-------|
| 非常災害時 | 重大災害時8時間超 | 6000円 | 6400円 |
| | 重大災害時4時間超 | 4000円 | 4000円 |
| | その他生徒保護等業務 | 3200円 | 6400円 |
| | 救急業務 | 3000円 | 6000円 |
| | 緊急補導業務 | 3000円 | 6000円 |
| | 修学旅行等引率指導業務 | 2000円 | 3400円 |
| | 対外運動競技等引率指導業務 | 1700円 | 3400円 |
| | 部活動指導業務 | 1200円 | 2400円 |

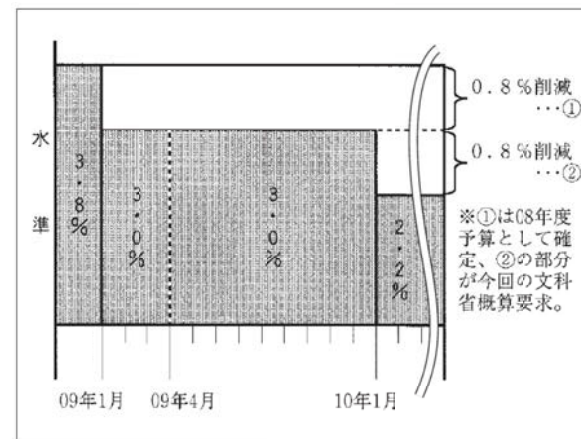
文部科学省は、さらなる教員給与削減を画策 来年1月より2.76%削減ねらう

2.76%削減の内容

文科省による教員給与の2.76%削減は、①義務教育等教員特別手当の削減(現行の3分の1程度の削減)、②教職調整額の本給扱いの中止(一時金と退職金に影響)、③「給与の調整額」の削減(障害児学校等)という内容で進められようとしています。

義務教育等教員特別手当はどうなる?

この1月から3.0%程度の水準に引き下げられましたが、文部科学省は来年の1月からさらに2.2%程度の水準にまで引き下げようとしています。(下図参照)



教職調整額の本給扱いの中止の影響

教職調整額は、教員に超過勤務手当が支給されない見返りとして、一律に4%支給されています。これは、本給扱いされているので、一時金や退職金の計算の基礎に算入されています。

文部科学省は、本給扱いを中止するとしており、実行されると、退職金や一時金などが4%程度削減されることになります。

給与の調整額(障害児学校の教員に支給)の削減

さらに、障害児学校等の教員に支給されている「給与の調整額」を本給の6%程度から4.5%程度に引き下げるとしています。

その一方で管理職手当は増額

一般の教員の給与を引き下げ一方で、「メリハリある給与体系」と称して、来年の1月より管理職手当を増額するとしています。

政治の転換が必要

これらの措置を含む予算案は、既に閣議決定されています。これが国会で確定すれば、実行に移されます。こういう政策をやめさせるためには、政治の転換が必要です。